

情報通信産業振興地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条]

法律で定める情報通信産業振興地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する「情報通信産業振興地域対象設備」を新設し、または増設した者について、課税免除の対象となります。

対象地域: 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町 計24市町村

1. 対象事業

- ①「情報通信産業」: 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信事業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。 [規定: 沖振法第3条第6号]
- ②「情報通信技術利用事業」: 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他政令(※)で定める事業をいう。 [規定: 沖振法第3条第8号] ※その他政令: 沖振法施行令第3条
(例: 電話その他IT技術を利用して行う商品・権利の相談や説明、契約の受付・締結、勧誘業務、市場調査などの業務)

2. 対象施設の要件

- ① 平成14年9月10日から令和4年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。
- ② 対象事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(※)の取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。(=「情報通信産業振興地域対象設備」という)

※減価償却資産: 所得税法施行令第6条第1号から7号、法人税法施行令第13条第1号から7号

3. 課税免除の適用範囲

家屋: 対象事業の用に直接供する部分

土地: 適用家屋の垂直投影部分

(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

《 必要書類 》

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (5) 家屋の建築請負契約書
- (6) 課税免除対象事業に該当するテナントとの賃貸借契約書(テナントが対象事業に該当する場合)
- (7) 土地の売買契約書
- (8) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えてあります。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック

〈 申請期限 〉

(法人) 課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間
(個人) 課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで
※事業の用に供した日が令和2年12月27日以前の場合は「事業の用に供した日」は「取得した日」となります。